

新型コロナウイルス感染症対策 に関する提言・要望書

令和4年6月16日

岩手県知事 達増拓也

目次

I 感染拡大の防止

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置…………… 1
(内閣府)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の拡充・強化…………… 2
(厚生労働省)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種の円滑な実施…………… 6
(厚生労働省)
- 4 慰労金の支給対象の拡大…………… 10
(文部科学省、厚生労働省)
- 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る多言語での情報提供…………… 12
(法務省、厚生労働省)
- 6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除…………… 13
(内閣官房)

II 社会生活・経済活動を支える取組

- 7 原油価格・物価高騰への対応…………… 15
(農林水産省・経済産業省)
- 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減…………… 18
(総務省)
- 9 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援…………… 19
(文部科学省)
- 10 新型コロナウイルス感染症対策に係る文化・スポーツの振興への支援…………… 23
(文部科学省・文化庁・スポーツ庁)
- 11 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した国民健康保険制度等
における被保険者に係る保険税(料)減免に対する財政措置…………… 25
(厚生労働省)
- 12 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置…………… 26
(厚生労働省)
- 13 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る障害者就労継続支援事務所への支援…………… 28
(厚生労働省)

14	新型コロナウイルス感染症対策に係る基金事業実行に伴う財源措置 ……	30
	(厚生労働省)	
15	新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用維持に対する支援 ……	31
	(厚生労働省)	
16	新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等への支援 ……	35
	(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	
17	新型コロナウイルス感染症対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援	50
	(国土交通省)	
18	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置 ……	53
	(国土交通省)	

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

新型コロナウイルスの感染拡大の防止や社会経済活動の回復等、地域の実情に応じた対策については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、これらの対策が広範囲かつ長丁場となることが想定されることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続と十分な額の確保及び柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や社会経済活動を支える取組は、広範囲かつ長丁場となることが想定されるため、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を確保するとともに、特に財政基盤の弱い自治体に対しては、より重点的に配分されるよう要望します。

また、同交付金について、令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 感染拡大防止や社会経済活動を支える取組については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているが、影響が広範囲かつ長丁場となることが想定され、市町村分も含め、増額が必要。
- 今後も、感染が収束するまでの間は、感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組を続けていく必要があり、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう必要な額の交付金の確保と財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分が必要。また、令和5年度以降も取組が必要となることを見据え、柔軟な運用を図る必要がある。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る 医療提供体制の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症が、岩手県においてさらなる拡大を見せた場合、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持等に影響が出ることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、必要な医療を迅速に提供できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合に、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めていただくよう要望します。

感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化するよう要望します。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動として、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症対応に係る支援業務が追加されたことを踏まえ、感染症対策に係る医師や看護師等への教育訓練や活動に必要な資器材整備などの体制構築が円滑に行えるよう、国による必要な財政措置などの実施を要望します。

さらに、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、引き続き十分な財政措置を確実に行うよう要望します。

2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、令和4年10月以降も、空床補償及び軽症者宿泊療養施設の確保や感染防止対策等、国による財政措置を継続するよう要望します。

また、後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を引き続き進め、これらの情報を国民に広く周知するとともに、地域における後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について交付金の対象とするよう要望します。

併せて、病院改修による患者受入や保健所等の体制整備なども補助対象とするよう、使途の拡充についても要望します。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関等においても、経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関等の経営に資するため、地方の実態を踏まえた診療報酬への継続的な反映等、直接的かつ中長期的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

- 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症において、地域の小規模な患者クラスター（集団）の発生を防ぐため、国内の感染症の専門家（国立感染症研究所職員等）で構成されたクラスター対策班を設置し、全国各地に派遣を行っている。
- 一方、クラスター対策班の人員不足等が指摘されているところであり、人員確保の一層の推進など、感染症対策の体制強化が必要。
- 厚生労働省は、対策を強化するため、新興感染症まん延時におけるDMATの活動を明確化する観点から、日本DMAT活動要領を改正し、新興感染症に係るDMAT活動を位置付けた。（R4.2.8 付け厚労省医政局地域医療計画課長通知）

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成する、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

※2 令和4年度予算の厚労省予算より抜粋

「新興感染症等の感染拡大時に対応可能なDMAT体制の整備」

8. 1億円

新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制を拡充する。

- 新型コロナウイルス感染症も含めた本県の地域医療体制の確保のため、本要望項目については、緊急かつ喫緊の課題であることから、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消を目指す県（医師少数県）で令和元年度に設立した、「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（会長：岩手県知事）」において、提言として令和2年度以降、厚生労働省に継続して要望を行っているもの。

○ 国においては、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するため、地方財政措置を講じたところであり、本県においても必要な保健師の確保を進めているが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、保健所等の体制強化に努めていくことが必要。

※1 国においては、感染症対応業務に従事する保健士の恒常的な人員体制を強化するため、普通交付税措置に係る人口170万人の標準団体において、感染症対応業務に従事する保健師の措置人数を、現行の24名から、2年間で1.5倍、36名に増員可能とする措置を実施。

【参考】本県の保健所 保健師数の推移

H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
54	55	54	54	66	68

※2 令和4年度予算の厚労省予算より抜粋（保健所の人員支援関係）

「IHEATによる保健所の人員体制強化」

6.4億円（前年度5.7億円）

感染拡大時に保健所業務を支援することのできる専門人材の派遣の仕組みであるIHEATの体制を強化するとともに、IHEAT名簿登録者に対する積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修を引き続き行う。

※3 IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team：新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材）

保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援する、支援協力者の名簿に登録された方々で、関係学会・団体等を通じて募集した外部の専門職であり、主に以下により構成。

感染症の流行が拡大している都道府県内で、当該都道府県内での応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合に、名簿に登録されている支援協力者に保健所等での支援協力を行える仕組み。

- ・大学教員等で構成される公衆衛生に関する関係学会・団体に所属する会員
- ・保健師・管理栄養士等で構成される中央の関係団体の会員
- ・各都道府県が都道府県の関係団体や大学教員等から確保している支援協力者

○IHEAT登録者(R4.4.12現在)

全国 3,297人 岩手県 182人 [うち県内在住者 34名]

○令和3年度岩手県IHEAT研修修了者 20名 [うち4名はeラーニングのみ修了]

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和3年12月20日に、令和3年度補正予算として閣議決定され、引き続き継続されることとなったもの。（令和4年9月まで継続）

○ 今後も新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持していく必要があるため、引き続き緊急包括支援交付金等を活用した継続的な支援とさらなる拡充が必要。

〈補正予算における主な項目〉

- ・新型コロナ患者を受け入れる病床及び軽症者宿泊療養施設の確保経費
- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関(重点医療機関)への診療報酬及び空床確保経費
- ・新型インフルエンザ感染症への対応経費(発熱外来・救急医療機関等への支援)

- 新型コロナウイルス感染症の後遺症に関しては、国において全国的な調査を実施しているところであり、退院までに疲労感・倦怠感、睡眠障害、息苦しさ、筋力低下などの後遺症があった患者の3割以上が、6か月後においても後遺症が残っていることなどが報告されている。
- これまでに保健所や一般相談窓口であるコールセンターにおいて、感染された方から、倦怠感や息苦しさ等に関する相談が寄せられており、令和3年11月から12月の調査期間に、県内での実態調査を実施したところであり、6ヶ月以上継続した症状として倦怠感、気分の落ち込みと回答した方が11%と最も多く、嗅覚障害(9%)等が続いたところ。国の調査に比べ、本県では倦怠感は低いが、症状の出現頻度や遷延の状況は全国調査と相関する結果となった。(その他、差別と偏見、気分の落ち込みも確認された。)
- 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、未だ治療法が確立しておらず、現状ではそれぞれの症状に対する対症療法とならざるを得ないことなどにより、県内の医療機関に専門外来等は設置されていない状況。

参考 全国知事会「まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言」(抜粋)

3. 保健医療体制の強化について

(10) 罹患後症状(後遺症)に係る医療提供体制の整備

罹患後症状に悩む患者を支援するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めるとともに、各都道府県が実施する罹患後症状に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

また、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

- 保健所等の体制整備にあたっては、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保健所における会計年度任用職員の増員や本庁等からの支援を実施してきたところであるが、本来は医療提供体制等の整備と一体となって感染状況に応じて財源措置されるべき費用であることから、包括支援交付金の対象とすることが必要。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

- 独立行政法人福祉医療機構が令和3年10月20日に発表した、「2020年度(令和2年度)病院・診療所の経営状況」によると、調査に協力した全国の病院(公的、民間含む)において、医療利益率が、一般病院で△0.9%、療養型病院で2.6%、精神科病院で0.5%と、いずれの病院類型も令和元年度から大きく低下し、過去最低の水準を記録している。
- 県立病院の令和3年度の医療収益も、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う患者数の減により、影響がなかった令和元年度と比較し医療損益で33.6%悪化し、感染症流行前と比べ厳しい環境にある。
- これらの状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症だけでなく、平時の地域医療体制を維持していくため国による中長期的な財政支援が必要。

【県担当部局】保健福祉部 保健福祉企画室、健康国保課、医療政策室
医療局 経営管理課

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る ワクチン接種の円滑な実施

新型コロナウイルス感染症を克服するため、広く国民へのワクチン接種体制を確立し、新型コロナウイルスに対する集団免疫の獲得を目指すことが急務となっていることから、ワクチン接種を安全かつ円滑に実施できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 4回目接種の実施に係るきめ細やかな情報提供

4回目接種の実施に当たっては、各自治体が計画的に接種体制を構築することができるよう、接種の必要性や安全性、対象者の範囲、使用するワクチンの種類、接種の実施期間などについて、きめ細かに情報提供を行うとともに、対象者の範囲や使用するワクチン等が変更となる場合は、国の考え方を早期に示すよう要望します

また、18歳以上の基礎疾患を有する方への接種については、被接種者からの自己申告を踏まえ市町村が判断し、重症化リスクが高い方については医師が認める場合に接種対象にするとの考え方が示されていますが、それらの判断や認定に当たって、市町村や医療機関、接種会場で混乱が生じることがないように、国において、対象者の判断基準や接種券の発送方法等の考え方を明確に示すよう要望します。

2 接種に必要なワクチンの十分な確保

4回目接種に使用するワクチンとして、本県にはファイザー社が約12万回分、モデルナ社が約46万回分の供給量が示されたところですが、ファイザー社ワクチンの接種を希望する方が一定数見込まれることから、十分な量のファイザー社ワクチンを供給するよう要望します。

また、今後5歳になる小児やこれまで未接種で新たに接種を希望する方への継続的な接種も必要であることから、希望する方への接種が完了するまでの間、必要量を確実に供給するよう要望します。

3 ワクチン接種体制確保に係る財源措置の継続

ワクチン接種を円滑に実施していくため、医療従事者確保に要する経費や接種会場の設置・運営に要する経費、接種会場までの送迎費用など、継続的に接種体制を確保するために必要となる費用について、地方負担が生じないよう、全額国費による財政措置を継続するよう要望します。

4 ワクチン接種の意義や有効性、副反応に係る国民への周知等

3回目接種の必要性について疑問を感じている方や小児への接種に不安を感じている方がみられることから、国民に3回目接種や小児への接種について正しく理解していただけるよう、国において、ワクチン接種の意義や安全性、有効性、副反応などの具体的情報について、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うよう要望します。

5 予防接種健康被害救済制度の手続きの簡素化及び審査期間の短縮

現行の予防接種健康被害救済制度では、申請書に添付する書類が多岐にわたり、その収集が申請者や市町村において負担となっているケースがあることや、申請から国の認定を受けるまでに半年以上かかる場合もあることから、ワクチン接種により健康被害を受けた方が早期に救済を受けられるよう、申請書に添付する書類を簡素化するとともに、国の疾病・障害認定審査会等の審査期間を可能な限り短縮するよう要望します。

6 ワクチン接種に係る差別や偏見、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

ワクチン接種の有無や接種証明書の提示の有無で、持病等によりワクチンを接種出来ない方等への不当な差別的取扱いが生じることが懸念されることから、国において不当な差別的取扱いとなる事案の考え方を示すとともに、SNSなどの各種広報媒体を活用した一層の情報発信や、不当な差別的取扱いが生じた場合に備えた専用相談窓口の設置などの対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 4回目接種の実施に係る早期の情報提供

- 4回目接種の実施に当たっては、各自治体が計画的に接種体制を構築することができるよう、接種の必要性や安全性、対象者の範囲、使用するワクチンの種類、接種の実施期間などについて、きめ細かに情報提供を行うことが必要である。

- 3回目接種では、2回目からの接種間隔に関する考え方が数度にわたり変更となり、市町村の現場が混乱したことから、対象者の範囲や使用するワクチン等が変更となる場合は、国の方針や考え方を早期に示すことが必要である。
- 18歳以上の基礎疾患を有する方への接種については、被接種者からの自己申告を踏まえ市町村が判断し、重症化リスクが高い方については医師が認める場合に接種対象にするとの考え方が国から示されているが、それらの判断や認定に当たって、市町村や医療機関、接種会場で混乱が生じることがないように、国において、対象者の判断基準や接種券の発送方法等の考え方を明確に示すことが必要である。

2 接種に必要なワクチンの十分な確保

- 4回目接種に使用するワクチンとして、本県にはファイザー社が約12万回分、モデルナ社が約46万回分の供給量が示されたところですが、ファイザー社ワクチンの接種を希望する方が一定数見込まれることから、十分な量のファイザー社ワクチンを供給することが必要である。
- 今後5歳になる小児やこれまで未接種で新たに接種を希望する方への継続的な接種も必要であることから、希望する方への接種が完了するまでの間、必要量を確実に供給することが必要である。
- 1回目・2回目のワクチン接種では、国からワクチンの供給量や供給スケジュールが早期に示されなかったことや、64歳以下への接種が本格化する際にワクチンの供給量が急減に減少するなど、市町村において計画的な接種体制を構築するのに苦慮したことから、円滑に接種を進めるに当たり、国において、ワクチンの中長期的な供給量の目安を早期に示すことが必要である。

3 ワクチン接種体制確保に係る財源措置の継続

- 市町村では、郡市医師会等と協議のうえ、円滑な接種体制確保の調整を進めているが、医療資源が不足する地域においては、複数の市町村による広域的な接種体制の構築や、他の医療圏からの医療従事者の広域派遣、県の集団接種の実施による接種の補完など、地域の実情に応じた接種体制確保の支援が必要となっている。
- 接種会場までの送迎費用や医療従事者確保に要する経費、接種会場の設置・運営に要する経費など、継続的に接種体制を確保するために必要となる費用について、地方負担が生じないように、引き続き地方自治体の意見を踏まえ、国の責任による財政措置が必要である。

4 ワクチン接種の意義や有効性、副反応等に係る国民への周知

- 3回目接種の必要性について疑問を感じている方や小児への接種に不安を感じている方がみられるほか、ワクチン接種に係る根拠のない様々な情報がSNS等により拡散していることから、国民に3回目接種や小児への接種について正しく理解していただけるよう、国において、ワクチン接種の意義や安全性、有効性、副反応などの具体的情報について、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うことが必要である。

5 予防接種健康被害救済制度の手続きの簡素化及び審査期間の短縮

- 現行の予防接種健康被害救済制度では、申請書に添付する書類が受診証明書や診療記録、被接種者の経過概要など多岐にわたり、その収集が申請者や市町村において負担となっているケースがあることや、申請から国の認定を受けるまでに半年以上かかる場合もあることから、ワクチン接種により健康被害を受けた方が早期に救済を受けられるよう、申請書に添付する書類を簡素化するとともに、国の疾病・障害認定審査会の審査期間や厚生労働省における認定手続きの期間を可能な限り短縮することが必要である。

6 ワクチン接種に係る偏見や差別、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

- 新型コロナワクチンは、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いの防止に向け、本県でも、様々な媒体により県民に対して呼びかけを実施しているが、国において、各種広報媒体を活用した一層の情報発信や、不当な差別的取扱いが生じた場合に備えた専用相談窓口の設置などの対策を講じることが必要である。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

4 慰労金の支給対象の拡大

新型コロナウイルス感染症への感染リスクを抱えながらも業務を継続し、地域医療の維持に関して重要な役割を担っている薬局の職員や、三密対策が困難な厳しい環境の中で業務を継続し、子どもたちの居場所の確保に尽力している児童関係施設の職員に対し、慰労金を支給できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 慰労金対象範囲の拡大

これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の慰労金の支給対象とされていない薬局の職員及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）の慰労金の支給対象とされていない児童関係施設の職員について、支給の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 慰労金対象範囲の拡大

(1) 薬局

- 医療従事者に対する慰労金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供を行う医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者及び職員に対して支給されたところ。
- 一方、薬局の職員については、必ずしも感染すると重症化のリスクが高い患者と触れ合う状況にないこと等を理由に支給対象となっていない。
- 薬局は、新型コロナウイルス感染症が広がる中でも原則として開局する必要があるとあり、職員は感染の不安を抱えながらも勤務を継続していること、重症化のリスクが高い患者と触れ合う状況にないとしても、職員は重症化するリスクがあることから、職員に対し、緊急包括支援交付金を活用した慰労金の支給が必要。

(2) 児童関係施設

- 介護・障害サービス事業所・施設等の従事者に対する慰労金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱に基づき、支給されたところ。
- 一方、保育士等の児童関係施設の職員については、子どもは感染しても重症化するリスクが高いとは必ずしもいえないことを理由に支給対象となっていない。
- 児童関係施設は、新型コロナウイルス感染症が広がる中でも原則として開所する必要があるとあり、職員は感染の不安を抱えながらも勤務を継続していること、子どもは感染しても重症化するリスクが高くないとしても、職員は重症化するリスクがあることから、職員に対し、緊急包括支援交付金を活用した慰労金の支給が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課
保健福祉部 子ども子育て支援室
ふるさと振興部 学事振興課

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る 多言語での情報提供

新型コロナウイルス感染症関連情報については、「外国人生活支援ポータルサイト」内に関係省庁の情報が掲載されているところですが、在留外国人も日本人と同様に適時適切な新型コロナウイルス感染症に関する情報を得る必要があるため、国が責任を持って取り組むよう、次の通り要望します。

《 要 望 事 項 》

1 多言語での情報提供の充実

新型コロナワクチンをはじめとする重要な情報や公的支援制度、感染予防に関する各種情報について、「やさしい日本語」を含めた多言語での迅速な情報提供の一層の充実を図るとともに、地方自治体による相談・情報発信に対する支援を充実するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、県や県国際交流協会のホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や特別定額給付金の申請方法等の主な支援策等について、多言語で情報提供しているとともに「いわて外国人相談・支援センター」において、随時相談に対応している。
 - ・令和3年度の新型コロナウイルス感染症に関する相談件数：63件
 - ・主な相談内容：休業補償、住居確保給付金等の支援、技能実習生の契約終了後の帰国関係、PCR検査、ワクチン接種等
- 今後、入国制限の緩和により段階的に技能実習生等の入国が見込まれることから、感染予防に関する情報を多言語により迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の拡充を図る必要がある。

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室

6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものですが、感染が確認された際、患者やその家族、治療・対策に携わった方々等の人権を侵害する事案が発生しています。

人権擁護の観点から誹謗中傷等は決して許されないほか、症状のある方がそのことを恐れ、受診や検査を控えることによる、見えない感染拡大を防ぐ必要があります。

また、医療機関や医療関係者をはじめ、ライフライン、物流、保育や障がい者・高齢者福祉など、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している方に対する新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別意識、風評被害の排除

患者やその家族、医療機関や医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、感染症の特性について継続的に国民に対し十分に説明するとともに、相談窓口の充実・強化など、人権や風評被害に配慮した対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 誹謗中傷に係る県の基本方針について

令和3年11月19日付で改訂された国の基本的対処方針に基づき、偏見差別等への対応や社会課題への対応等に取り組むこととしているところ。

2 岩手県の感染者に対する誹謗中傷に係る取り組みについて

○ 県民への呼びかけ

県ホームページやSNS、新聞紙面広告により、県民の皆さまに対して、優しい気持ちを持ち、冷静な対応をするよう呼びかけているが、今後も偏見や差別につながる行為の発生が懸念されることから継続した対応が必要。

○ 証拠保存

県では、ツイッターやLINEなどのSNSを活用して、県民の皆さまへ広く新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行っているが、このような県が管理するアカウントに対して、感染された方への誹謗中傷や個人情報を特定するような悪質な書き込みがあった場合に、これを画像で保存するとともに、被害者からの求めに応じて保存した画像を提供していく取組を進めているところ。

○ 相談対応

誹謗中傷に関する苦情など、新型コロナウイルス感染症全般に関する相談窓口としてコールセンターを設置のうえ対応しているが、相談内容によっては警察、法務局の人権相談窓口を案内しているところ。

○ 法律的な協力要請

誹謗中傷等の被害者が、法的手段を講じようとする場合には、全面的に協力いただくよう、岩手弁護士会に対して要請。

3 国の動き

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられたところ。

○ 政府は、基本的対処方針において、患者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施することとしているところ。

○ 政府が設置している新型コロナウイルス感染症対策分科会の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（計3回開催）において、平時から取り組むべきこと（正しい知識の普及・啓発、相談体制の強化、報道の在り方など）やクラスター発生時等の有事に取り組むべきこと（自治体や専門家による情報発信、応援メッセージ等の発出）について取りまとめられたところ。

○ 法務省では、各法務局に人権相談窓口を設置し、インターネット又は電話による相談を中心に対応を行っているところ。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

7 原油価格・物価高騰への対応

コロナ禍の影響が長期化する中、物流の混乱や、半導体などの資材の品薄に加え、エネルギー価格の高騰等が中小企業の経営を圧迫するとともに、幅広い業種に影響が及んでいます。

加えて、ウクライナ情勢に伴い、さらなるエネルギーや資材、農林水産物などの原材料の調達コストの上昇や不安定化を招いており、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

コロナ禍で疲弊しきった地域経済が原油価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、その回復に向けた取組の推進が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

多くのエネルギー源を海外からの輸入に依存していることから、国が責任を持って、エネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、エネルギー価格の安定化を図る対策を講じるよう要望します。

2 飲食事業者、農林漁業者等への支援

穀物や水産物などの食品原材料費や配合飼料価格の上昇・高止まりによる飲食事業者や畜産経営を始めとする農林漁業者等への影響を緩和するため、米粉・国産小麦等の国産代替原材料への切替・確保や燃料価格高騰対策、配合飼料価格安定制度などの対策の強化や支援を講じるよう要望します。

3 中小企業の事業支援

中小企業の資金繰り支援の継続や収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活性化パッケージ」を強力的に推進するとともに、事業継続等に対する支援策の一層の拡充を講じるよう要望します。

【現状と課題】

○ 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は2014年以来の高値水準となり、今なお、高騰が続いている状況にある。

これら燃料の高騰は、施設園芸農家の暖房費用や漁船漁業の燃料費の増加、物流コストの上昇等、農林水産業者や中小事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の流行により日本経済がかつてない深刻な打撃を受けている中、ロシアによるウクライナ侵略により、更なるコスト上昇や不安定化を招いている。

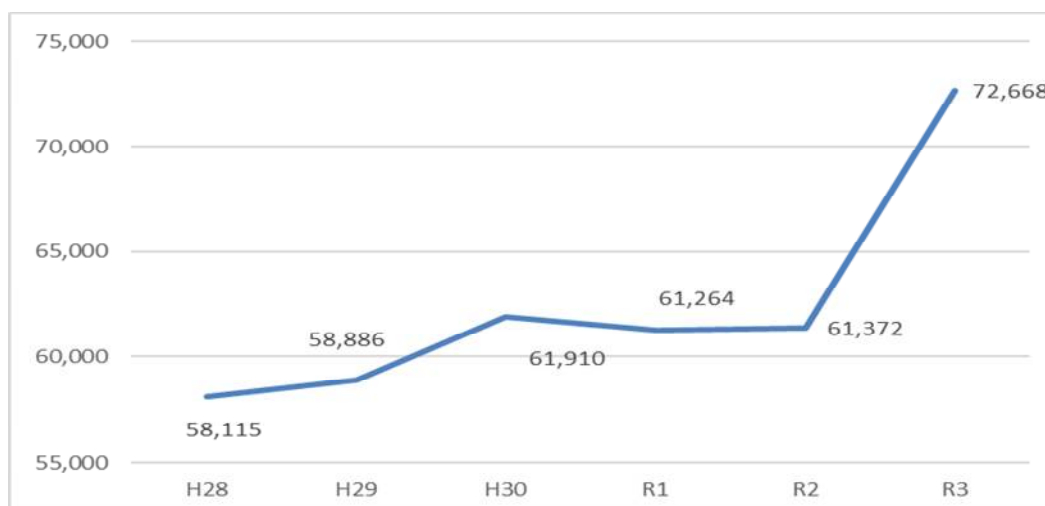
《施設園芸加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》 (円/ℓ 税込)

油種	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
A重油	103.3	86.3	62.8	70.3	81.1	87.9	83.9	74.8	106.3
灯油	104.8	88.2	63.9	75.1	85.9	91.6	89.5	77.7	108.8

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※R3年は、A重油、灯油ともに11月～3月の平均値

《配合飼料価格の動向》 (単位：円/トン)



《国内肥料価格の過去5年間の推移》 (単位：円 (税込み) /20kg)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
尿素	1,576	1,718	1,774	1,701	2,075
過りん酸石灰	1,545	1,612	1,672	1,663	1,807
塩化カリ	1,566	1,606	1,709	1,562	1,766
高度化成※2	2,721	2,431	2,501	2,323	3,231

(出典 塩化カリ：岩手県農業普及技術課調べ、塩化カリ以外：農林水産省農業物価統計調査)

※1 価格：各年12月時点、※2 高度化成：N15%-P15%-K15

- 令和4年4月26日、政府において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」が策定され、原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、中小企業対策等多くの対策が盛り込まれているが、これら各対策の効果的かつ確実な実施が必要。

【「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のうち、食料等安定供給対策】

対策	内容
食品産業の原材料価格高騰対策、国産米・米粉等の需要拡大対策	輸入小麦から国産の米・米粉、国産小麦への切替えなど、原材料価格の高騰を受けた原材料の切替え、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換や販路開拓、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制等を支援するほか、国産小麦の生産拡大等の等を支援
輸入小麦の政府売渡しの着実な実施	輸入小麦について、足下でウクライナ情勢の影響により国際価格が更に上昇しているが、国内においては、その影響が本格化する以前の国際価格に基づき令和4年4月期の政府売渡価格が設定されており、製粉企業等への安定供給に着実に取り組む
化学肥料原料の調達支援対策	調達国の多角化による秋用肥料原料の安定的な調達を支援
肥料コスト低減対策	農業者における慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組を一層幅広く支援
配合飼料の価格高騰対策	配合飼料のセーフティネット基金の積増し等により価格高騰の畜産経営への影響を緩和
国産材への転換支援対策	国産材製品の緊急的な増産のための輸送費等に対する支援や、国産材製品への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・普及に対する支援
水産加工業の原材料調達の円滑化対策	ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている水産物を原材料として使用している水産加工業者に対し、代替原材料の調達に伴う輸送費増等に対する支援や、販路開拓、原材料転換に必要な加工機器導入等の取組に対する支援
日ロ漁業協定関係漁業者対策	ロシアとの間の漁業協定に基づく操業に不確実性が高まっている状況を踏まえ、関係漁業者に対する支援を機動的に行う

【「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のうち、中小企業対策】

対策	内容
資金繰り支援等	中小企業等の事業者の資金繰りに支障が生じないよう、官民金融機関に対し、返済猶予の相談に適切に対応するなど、きめ細かな事業者支援を促すとともに、中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の更なる金利引下げを実施
	政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資等の延長を行い、資金繰り支援に万全を期す
事業再生	事業再構築補助金を拡充し、事業者への支援を強化

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課、産業経済交流課

農林水産部 流通課、農業普及技術課、農産園芸課、県産米戦略室、畜産課、
林業振興課、水産振興課

8 新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業者等への税負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされています。

中小事業者においては、事業継続にあたり税負担が資金繰りを圧迫している状況等も見られ、今後、事業復活支援金等に加え、税負担の軽減を図る減免等の措置も必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減

事業等に係る収入に大幅な減少があった個人や事業者に対して、地方税の負担軽減措置を講じるとともに、その減収額については全額国費により補填するよう要望します。

【現状と課題】

- 地方税の徴収猶予の特例措置の適用期間終了後（令和3年2月1日）は、既存の徴収猶予制度を活用し、対応しているところ。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされており、税負担がさらなる困窮へとつながることが懸念される。
- 事業者等への税負担の軽減を図る一方で、地方財政の大宗をなす地方税収入の減少が伴うため、国費による減収補填措置が必要であること。
- 令和3年度における徴収猶予の活用状況（令和4年3月31日現在）

《単位：件、百万円》

区分	件数	徴収猶予額
県	25	22
市町村	488	371
合計	513	393

【県担当部局】 総務部 税務課
ふるさと振興部 市町村課

9 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援

新型コロナウイルスの感染拡大時においても学習機会を確保するため、児童生徒1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した教育活動の充実により、教育の質の向上を図っていくことが重要です。

また、教室において、「3密」を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境と、きめ細かな指導体制の計画的な整備ができるよう教職員体制の一層の充実を図ることが重要です。

さらに、同感染症の影響により大学生等はコロナ禍以前とは異なる就職活動に対応しているほか、各企業における新規学卒者の採用の抑制等が懸念される場所であり、大学生等への就職支援が重要です。

については、今後、ICT機器を効果的に活用した教育活動の充実や少人数学級等による指導体制整備、大学生等への就職支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ICT機器を活用した教育活動の充実及び学習の機会の確保に対する環境整備

児童生徒1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した教育活動の充実に向け、GIGAスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の一体的な枠組みでの国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、私立学校においても、早急に環境整備を進める必要があることから、ICT環境の整備に係る補助については、国公立と同等の補助内容となるよう、予算の確保とともに制度の拡充を要望します。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進める必要があることから、空調設備の整備に関する国庫補助については、補助の拡充を要望します。

公立大学において遠隔授業を実施するための機材や学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境構築について、十分な財源を措置するよう要望します。

2 少人数学級等による指導体制の整備

学校における「新しい生活様式」も踏まえた児童生徒一人ひとりの学習・生活環境の整備を図るため、中学校を含めた少人数学級によるきめ細かな指導体制を計画的に整備するなど教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

3 学校における感染防止対策と教育活動の両立

教職員やその家族の感染等による自宅待機者の増加や児童生徒の感染に係る濃厚接触者の特定作業への対応などにより、学校運営が逼迫している状況にあるため、学校が本来業務に注力できるよう、消毒作業等に従事し、教職員の負担軽減を図る教員業務支援員の配置に対する国庫補助について補助率を拡充するよう要望します。

4 大学生等への就職支援

第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、就職活動中の大学生等への十分な情報提供や、新規学卒者の積極的な採用、採用内定取消し防止等、中長期的視点に立った採用を進めるよう経済団体等へ要請するなど、大学生等の就職活動への支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 ICT機器を活用した教育活動の充実及び学習の機会の確保に対する環境整備について

- GIGAスクール構想の加速により、児童生徒1人1台端末の整備が急速に進んだことから、今後は、導入したICT機器を効果的に活用していくため、財源が異なるGIGAスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の国庫負担による一体的な枠組みでの効率的で柔軟な支援体制の整備、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。
- 私立学校においても、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、ICT環境の整備の重要性が再認識され、先進的な施設・設備の導入が急務となっている。
私立学校におけるICT環境整備に対する補助について、補助率は総じて1/2となっており、さらに整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。
- 空調設備の整備について、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高等の教室における空調・換気設備に要する経費に対する補助が創設されたが、現行の補助率は1/3であり、経営の厳しい学校もあることから更なる補助の拡充が必要。
- 大学における遠隔授業の環境構築について、国立大学及び私立大学に対しては国が補助している。公立大学については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できるとされているものの、直接的な財源措置がなされていない。

2 少人数学級等による指導体制の整備について

- 岩手県においては、令和4年度は小学校第4学年から中学校第3学年まで国の加配定数等を活用し、全ての学年で35人学級を実施している。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒間の十分な距離を確保するためには、全学年35人学級に要する教職員定数の改善（基礎定数化）が必要。
- また、35人学級であっても、新型コロナウイルス感染症対策のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況となっている学校もあることから、少人数学級の更なる推進が必要であり、教職員定数の改善等による教職員体制の一層の充実が必要。
- 高等学校においては、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」により、生徒の収容定員に基づいて教職員定数が算定されるため、1学級の収容定員を少なくすると、現行の算定方式のままでは、教職員定数も減少する。よって、少人数学級等を導入するに当たっては、教職員配置基準の見直しを含めた新たな定数改善計画の算定が必要。
- 教職員体制が充実し、少人数学級が推進されることにより、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、児童生徒へのきめ細かな指導にもつながること。

3 学校における感染防止対策と教育活動の両立について

- 感染予防対応として、毎日の消毒作業が学校現場の教員の負担となっていること。加えて学校において感染者が確認された場合、濃厚接触者の特定のために一人ひとりから聴き取りを行う必要があることから、その負担がさらに大きくなっていること。
- また、教職員の同居家族が濃厚接触者となることで、その教職員自身が自宅待機となるケースも多く、複数の教職員が勤務できなくなるなど学校運営が逼迫している状況があること。
- 新型コロナウイルス感染症等の非常事態における外部人材の活用については、確実な配置を期し、教職員の事態対応の負担を緩和するため、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の配置に対する国庫補助について、現在の補助率1/3をさらに拡充すること。

4 大学生等への就職支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会等の就職イベントの多くはオンライン形式、またはハイブリッド形式（対面＋オンライン）で開催されるなど、コロナ禍以前とは異なる就職活動に変化してきている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により各企業の業績が悪化しており、民間企業が実施したアンケート調査では、「採用予定数」について、「減らす」が11.2%、「採用凍結する」が2.0%、「未定」が13.0%となっており、旅行・ホテル・レジャー・フードサービスなどのサービス業を中心に採用を控える企業があることから、第二の就職氷河期世代を生まないという観点で中長期的視点に立った採用を促進する必要がある。
[出典：株式会社学情アンケート 令和3年3月発表]
- 多様な通信手段を活用した説明会・面接等の実施、柔軟な日程設定や通年採用等による募集機会の更なる提供が求められていることから、各経済団体等に対する要請など、大学生等の就職活動への支援が必要である。

[国による経済団体等への主な要請実績]

- ・令和3年2月19日 経済団体等に対して、関係4省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が連名で、2021年度卒業・修了予定者等の積極的な採用等について要請。
- ・令和3年3月30日 経済団体等に対して、関係4省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が連名で、2022年度卒業・修了予定者等の積極的な採用等について要請。

[県による県内経済団体等への主な要請実績]

- ・令和2年5月18日 県内経済団体等に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で、新規学卒者の採用枠の確保等について要請。
- ・令和3年5月21日、24日 県内経済団体等に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で、新規学卒者の採用枠の確保等について要請。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課
商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、教職員課

10 新型コロナウイルス感染症対策に係る 文化・スポーツの振興への支援

文化芸術・スポーツ団体等においては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、現在も依然として予断を許さない状態ではありますが、引き続き感染防止対策を徹底しながら、活動の場を再開・継続して、文化・スポーツへの人々の関心を高めていくことが重要であることから、地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 文化・スポーツの振興への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、活動の中止・延期など大きな影響を受けたスポーツ・文化芸術団体等への活動再開・継続への支援やスポーツ・文化施設の感染防止対策への支援について、充実・強化されるよう要望します。

また、地域の特色ある民俗芸能団体等の文化芸術活動の再開・継続への支援についても充実・強化されるよう要望します。

【現状と課題】

1 文化・スポーツの振興への支援

- 文化芸術・スポーツ団体等においては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、現在も依然として予断を許さない状態であるが、引き続き感染防止対策を徹底しながら、活動の場を再開・継続して、文化・スポーツへの人々の関心を高めていくことが重要。

[岩手県主催の文化スポーツ関係行事の状況]

- ・文化芸術関係

 - 令和3年度：中止4件、延期1件、縮小開催15件（令和4年3月末時点）

 - 令和2年度：中止5件、延期2件、縮小開催5件

- ・スポーツ関係

 - 令和3年度：中止22件、延期82件（令和4年3月末現在）

 - 令和2年度：中止39件、延期203件

[岩手県内で活動する文化芸術・スポーツ団体への実態調査結果（令和4年1月末）]

- ・文化芸術団体においては、82.8%が活動に支障を来しており、稽古・練習の自粛や公演・展覧会等の中止等大きな影響を受けていると回答。

- ・スポーツ関係団体においては、93.0%が大会・イベント等の中止・延期や、練習・稽古等の自粛などの影響を受けていると回答。

○ 現行の新型コロナウイルス感染症の影響に対応する支援は、文化芸術振興費補助金及び地方スポーツ振興費補助金の制度があるが、支援の対象要件が限られることから、スポーツ・文化芸術団体及び民俗芸能団体等の活動再開・継続等の支援に柔軟に対応できるよう、補助対象範囲を拡大する等の制度の充実・強化が必要。

(現行制度)

- ・文化芸術振興費補助金

対象：文化施設の感染症防止対策事業、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業、文化資源活用推進事業及び文化施設の活動継続・発展等支援事業

- ・地方スポーツ振興費補助金

対象：地域スポーツコミッションの活動再開

2 全国知事会文教・スポーツ常任委員会による令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(令和3年6月、関係部分抜粋)

3 地域における文化芸術の振興について

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化など長寿命化や機能向上につながる施設の整備・充実やPPP/PFI手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及について

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果も踏まえ、ワールドマスターズゲームズ2021関西、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた上で、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、そのレガシー(遺産)を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課

11 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した 国民健康保険制度等における被保険者に係る 保険税(料)減免に対する財政措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しては、市町村等で条例等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際に、国の財政措置が講じられているが、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免に対する 国の財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際の財政措置について、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、引き続き、減免額の全額を国が財政措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対しては、市町村等で条例等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施することができる。
- この財源については、これまで国の災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金により、減免額の10割相当額が財政措置されており、令和2年度は、国民健康保険においては約1千百世帯の約1億9千万円、後期高齢者医療保険においては約200人の約1千万円、介護保険においては約500人の約3千3百万円が減免されている。
- また、令和3年度は、国民健康保険においては約300世帯の約5千3百万円、後期高齢者医療保険においては約200人の約1千万円、介護保険においては約90人の約5百万円が減免されている。
- 令和4年度においては、市町村等の保険者における減免の規模によって最大で減免額の10割、最小で減免額の4割相当額が国の特別調整交付金により財政措置される見込みであるが、令和3年度の減免額を考慮すると、ほとんどの市町村等で国からの財政措置は4割に留まり、6割は市町村等が負担しなければならない見込み。
- 県内市町村等の保険者の財政状況は厳しく、減免額全額が国から財政措置されない場合、減免を実施できない市町村等が発生するおそれがあるため、引き続き、国による全額の財政措置が必要。
- 令和3年度6月から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能とされているが、新型コロナウイルス感染症が全国的な課題であることから、これまで同様、災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金等の枠組みにより、国による一元的な対応が望まれる。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、長寿社会課

12 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置

生活福祉資金貸付事業については、平成21年10月の制度の抜本的改正及び東日本大震災津波の発生により、貸付利用者数が急増したことに伴う償還事務の負担が継続しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象とした特例貸付の貸付件数がリーマンショックや東日本大震災津波の際の実績を上回っており、令和4年度から始まる償還事務に必要な体制や事務費の確保が課題となっております。

については、従来の低所得世帯等に加え、コロナ禍で経済的な打撃を受けた世帯を対象とした他に代替のない貸付制度として、事業を適切に継続することができるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する財政措置

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の貸付件数が大きく増加している生活福祉資金の貸付原資及び人件費を含む事務費について、償還期間が終了するまで、全額国庫負担により措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成21年10月以降の制度改正（要件緩和）や東日本大震災津波の発生により、貸付件数が急増したことに伴う償還事務が継続していることから、県では市町村社会福祉協議会に償還事務等に従事する職員を配置するための経費について、国の補助（緊急雇用創出事業臨時特例基金）が終了した以降についても県単で補助を行ってきたところ（※新規貸付件数に落ち着きが見られることから県単補助は令和2年度限りで終了。県単補助のほか、当面の間の経過措置として、貸付原資を取崩して事務費に充当することが可能とされている）。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に伴い、一時的に収入が減少した世帯への特例貸付が増大しており、令和3年度末においては全額国庫負担により4,436,210千円の原資（事務費を含む）の積み増しを行ったところであるが、申請受付期間の延長（令和4年8月末まで）により、さらに資金需要が増大する可能性がある。

- あわせて、特例貸付の償還が令和5年1月から始まることにより、緊急小口資金は2年間、総合支援資金は10年間に渡り、債権管理業務が継続することとなるほか、特例措置として住民税非課税世帯が償還免除となることから、その業務に対応するための人員配置、事務費の確保が必要となる。
- 同感染症に係る特例貸付は令和4年3月末現在、緊急小口資金が5,925件、総合支援資金が3,744件となっており、執行率は7割を超えている。(令和4年3月末時点の執行額3,270,302千円)
- なお、生活福祉資金の貸付原資については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度の拡充に伴い、厚生労働省では本資金のうち教育支援費分の原資の一部は活用の見込みがないとし、国庫への返還を求めており、当県においては、834,720千円のうちの国庫負担分(2/3)を平成29年度から7年間の分割で返還することとしている。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課

13 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る 障害者就労継続支援事業所への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る障害者就労継続支援事業所に対する支援として、国においては、令和2年度2次補正予算により「生産活動活性化支援事業」を、令和3年度補正予算により「生産活動拡大支援事業」をそれぞれ措置いただいたところですが、受注の減少やイベント中止による販売機会の減少等の影響が続いており、継続的な支援が必要です。

また、補助要件については、一定以上収入が減少した事業所を対象とされたことから、収入確保に努めた結果、要件に該当しない事業所は支援の対象外となったところであり、対策に取り組む全ての事業所に対する支援が必要です。

障がい者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図るため、就労継続支援事業所の生産活動に対する財政支援について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 就労継続支援事業所の生産活動等への支援

障害者就労継続支援事業所における、新たな生産活動への転換や販路拡大に向けた取組に対する、継続的な財政支援を要望します。

また、事業化においては、収入要件等により対象を限定することなく、対策に取り組む全事業所を対象とするよう併せて要望します。

【現状と課題】

1 就労継続支援事業所の生産活動等への支援

- 岩手県社会福祉協議会が実施している、新型コロナウイルス感染症の影響調査によると、回答のあった72事業所のうち令和3年4月から12月の生産活動収入が令和元年度同月との比較で50%以上減収した月、または、連続する3か月が30%以上減収となった事業所は、20事業所、増収が33事業所(45.8%)、減収が39事業所(54.2%)となっており、受注の減少やイベントの中止による販売機会の減少等の影響が続いている。

- 令和2年度2次補正予算で措置いただいた「生産活動活性化支援事業」は、1か月の生産活動収入が前年同月比50%以上減収の月があること等が要件とされ、本県における事業実施は、8事業所3,409千円となっており、また、令和3年度補正予算で措置いただいた「生産活動拡大支援事業」についても、令和2年度事業と同じ要件であったところ。

事業所団体からは、新たな生産活動への転換や販路拡大に向けた取組に対する継続的な財政支援の要望が出されている状況。

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

14 新型コロナウイルス感染症対策に係る 基金事業実行に伴う財源措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や介護サービスの提供体制の確保等のため、令和2年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用した新たな事業の創設及び事業の拡充が行われてきたところですが、これらの事業を安定的に継続して実施するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療介護総合確保基金事業の実行に伴う財源措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びコロナ禍における介護サービス提供体制の確保等のため、地域医療介護総合確保基金を財源とした事業メニューの追加や支援内容の拡充により地方負担が増大していることから、新型コロナウイルス感染症対策として追加・拡充された事業に必要な財源については、国において全額財源措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

- 地域医療介護総合確保基金の介護分が平成27年度から措置されたところであるが、当該基金の3分の1は地方負担となっており、今後においても基金による事業を安定的に進めるためには、地方負担の増にならないよう、財源を確保することが必要。
- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策やコロナ対策により、地域医療介護総合確保基金を活用した事業メニューの追加や支援内容が拡充されたことに伴い、事業の実行に際して必要となる財源について、更なる地方負担が生じていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税又は新たな支援制度の創設等による適切な財政措置が必要。
＜地域医療介護総合確保基金を財源とする主な事業＞ ※（ ）内は令和3年度の計画値
 - ・介護ロボット導入支援事業（172,745千円）
 - ・緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（40,806千円）
 - ・介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業（126,880千円） など

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

15 新型コロナウイルス感染症対策に係る 雇用維持に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等が見込まれる労働者数は全国で13万人を超え、県内でも1,200人を超えているところです。

国では、雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置により、雇用の維持を支援してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後も、離職者の増加が懸念されます。

事業者等の雇用維持への支援の継続及び各企業における派遣労働者等の雇用の継続に向けた要請について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業者等の雇用維持に対する支援の継続

雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等の特例措置が本年9月末まで延長されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後も、離職者の増加が懸念されることから、10月以降の特例措置の延長を早期に決定するよう要望します。

また、特例措置については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用するとともに、今後、期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うよう要望します。

さらに、小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図るよう要望します。

2 経済団体等に対する雇用維持の要請

感染症対策と社会経済活動の両立を進める中、一時的な業績悪化に伴う派遣労働者や有期契約労働者、パートタイム労働者等の安易な契約の解除を控えていただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者等の能力を最大限に活用するという観点から、雇用維持に対して配慮するよう、経済団体等に引き続き要請するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の雇用維持への支援の継続

- 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金等」という。）の特例措置については、本年9月末までの延長が決定されている（※ 令和3年5月以降、特例措置の助成率及び助成額（日額）の上限が縮減。）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、今後も離職者の増加が懸念されることから、10月以降の雇用調整助成金等の特例措置延長を早期に決定する必要がある。
- また、全国知事会を通じて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用するとともに、今後、期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うことや、小学校休業等対応助成金・支援金の更なる周知、手続きの簡便化等について要請しており、県としても同内容を要望するもの。

[表1：雇用調整助成金の特例措置の内容(※1)]

区 分		令和3年 ～4月	令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月～9月
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	—	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※1 () の助成率は、解雇等を行わない場合。

※2 地域特例とは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域への特例。

※3 業況特例とは、生産指標が最近3カ月の月平均で前年、前々年又は3年前同月比で30%以上減少している事業主。

[表2：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置の内容]

区 分		令和3年 ～4月	令和3年 5月～12月	令和4年 1月～9月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※1)	—	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業(※2)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※1)	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※1 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事からの要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主。

※2 大企業は、シフト制労働者のみ対象。

[表3：県内の雇用調整助成金の活用状況] (岩手労働局からの聞き取り) 令和4年5月27日現在

件数		R3 11/26	12/31	R4 1/28	2/25	3/25	4/28	5/20	5/27
支給申請 受理	件数	24,656	25,882	26,813	27,694	28,617	29,803	30,401	30,605
	事業所数	2,881	2,905	2,915	2,925	2,939	2,964	2,975	2,980
支給決定	件数	24,374	25,608	26,573	27,428	28,334	29,408	29,975	30,217
	事業所数	2,868	2,900	2,911	2,920	2,933	2,948	2,965	2,969
支給金額(円)						25,328,207,228	26,249,860,483	26,678,796,032	26,827,698,111

[表4：県内の解雇等見込] (岩手労働局からの聞き取り) 令和4年5月27日現在

産業別	R3年度						R4年度		
	11/26	12/28	1/28	2/25	3/25	3/31	4/28	5/20	5/27
A B 農林漁業	4	4	4	4	4	4	4	4	4
C 鉱業、砕石業、砂利採取	7	7	12	12	12	12	12	12	12
D 建設業	21	22	22	23	23	23	31	31	31
E 製造業	484	487	487	487	487	487	491	491	491
G 情報通信業	6	6	6	6	6	6	6	6	6
H 運輸業	25	25	33	33	33	36	36	36	36
I 卸・小売業	140	150	153	161	161	161	191	192	192
K 不動産業、物品賃貸業	14	14	14	14	14	14	14	14	14
L 学術研究、専門、 技術、サービス業	9	9	9	9	9	9	9	9	9
M 宿泊・飲食業	216	228	228	237	237	237	237	237	237
N 生活関連サービス業	99	99	99	99	101	101	124	133	133
O 教育、学習支援業	9	10	10	10	10	10	10	10	10
P 医療・福祉業	14	14	14	14	32	32	32	32	32
R サービス業	27	27	27	27	27	27	27	27	27
計	1,075	1,102	1,118	1,136	1,156	1,159	1,224	1,234	1,234

[表5：小学校休業等対応助成金の活用状況] (岩手労働局からの聞き取り) 令和4年5月27日現在

申請件数	1,525 件
支給決定件数	218 件
支給金額	1,532 万円

2 各経済団体等に対する雇用維持の要請

- 新型コロナウイルス感染症による解雇等見込は、全国で132,895人(5/27現在)となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、今後も離職者の増加が懸念されることから、各経済団体等に対して要請が必要である。

- なお、雇用維持については、国及び県において、これまでも数次にわたり業界団体に対して要請を行っているもの。

《国による主な要請実績》

- ・令和2年4月13日 関係事業者団体に対して、関係5大臣（厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」
- ・令和2年5月26日 日本人材派遣協会に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書」
- ・令和2年7月7日 経済団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・令和2年8月28日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について」
- ・令和3年1月14日 労働者派遣団体と会合し、要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」
- ・令和3年3月3日 経済団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・令和3年5月25日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」
- ・令和4年2月28日 経済団体等に対して、関係4省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が連名で、2022年度卒業・修了予定者等の積極的な採用等について要請。

※ 国では、上記要請の他に、学生等の就職・採用活動に関連する内容についても、経済団体等に対し、令和元年度末以降数次にわたり要請している。

《県による要請》

- ・令和2年4月10日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等に関する緊急要請」
- ・令和2年5月18日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」
- ・令和2年7月17日 県内経済団体に対して、いわてで働こう推進協議会長名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」
- ・令和2年12月1日 県内の経済団体に対して、岩手労働局長が要請。
「2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮」
- ・令和3年5月21日、24日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」
- ・令和4年5月10日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」

16 新型コロナウイルス感染症対策に係る 中小企業者等への支援

中小企業者、特に観光関連産業、飲食関連産業及びサービス業の事業者等は、感染症対策と社会経済活動の両立を図ることに伴い、収入の減少が恒常化し、事業の縮小や廃業等による地域経済の停滞が懸念されています。

更に、ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等により、国内企業物価指数は過去1年間で9.5%上昇するなど、2年間に及ぶコロナ禍で疲弊している中小企業者の経営に打撃を与えています。

こうした中であって、事業の継続や雇用の維持に必要な経済対策の継続的な実施とあわせ、ポストコロナも見据えたAI等の最先端技術の活用による事業者の生産性や付加価値の向上を支援する施策等の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業者等の事業継続に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化は、原材料や資材の高騰の要因にもなっており、今後の感染状況により、事業者の経営状況が更に悪化するおそれもあることから、月次支援金における取引要件の撤廃と売上要件の緩和、事業復活支援金や家賃支援給付金の複数回の給付など、事業者支援の拡充について要望します。

加えて、新型コロナウイルス感染症収束後においても、地域経済の回復には時間を要するため、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の繰越など地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

また、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化及び電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望します。

2 事業者等に対する金融支援

(1) 中小企業者の負担を更に軽減し、事業活動の回復を支援するため、伴走支援型特別保証制度による融資における保証料補給の増額、利子補給の実施を要請します。

(2) 民間金融機関の無利子融資の償還、据置期間及び無利子期間の延長や、信用保証制度のセイフティーネット保証の適用期間の延長措置を講ずるとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じるよう要望します。

さらに、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう対象を拡充するよう要望します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収となっている事業者は、これまでの実質無利子融資や事業復活支援金等による支援だけでは経営が安定しないことから、これら事業者の負担を軽減し、事業活動の回復を支援するため、新型コロナ対策資本金劣後ローンの申込期限及び返済期間の延長、金利の引き下げを要望します。

3 事業者支援機関の体制強化等

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、コロナ前からの債務に加え、コロナ後に借入れした新たな債務により過剰債務となる事業者が増加しており、これらの事業者が新しい生活様式への対応を図り事業を継続していくためには、過剰債務の解消が大きな課題となることから、東日本大震災津波の際に、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同様の支援機関を設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築するよう要望します。

(2) 商工指導団体は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する事業再生計画策定や経営改善までのハンズオン支援、事業承継・事業引継ぎに関する支援、その他各種相談への対応など、その果たす役割は今後さらに重要となるが、これらの取組による成果が出るまでには複数年を要することから、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充するよう要望します。

また、収益力改善・事業再生・再チャレンジの一体的支援を担う「中小企業活性化協議会」の支援体制の強化を図るとともに、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する「よろず支援拠点」の専門スタッフを拡充するよう要望します。

さらに、専門的な支援人材の確保が課題となっていることから、例えば「金融版地域おこし協力隊」制度の創設など、地方への人材支援を拡充するとともに、都道府県が独自に行う中長期的な連携体制の構築等の取組に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、事業者は、「新しい生活様式」に即したビジネスモデルの転換、生産性向上などの取組が必要であることから、以下のとおり要望します。

- (1) 「小規模事業者持続化補助金」や「IT導入補助金」によるEコマースへの対応や感染症対策、販路拡大への重点的な支援について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (2) ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援する「事業再構築補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、手続きの簡素化、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (3) 地域の企業が地域経済を支える主体であり続けるため、地域の産学官金の関係者が一体となって地域企業のDXを促進する活動に対して補助する「地域未来DX投資促進事業（地域DX促進活動支援事業）」を継続して実施するとともに、2年目以降の取組についても補助対象とし、地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を支援すること。

5 事業者の事業承継・事業引継ぎ、起業・創業に対する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う売上減少や、原油価格・物価高騰に伴うコストアップ等の理由で、事業の継続をあきらめる事業者の増加が懸念されることから、廃業ではなく事業承継や事業再編・統合など、貴重な経営資源の有効活用に資する取組が容易に選択できるよう、「事業承継・引継ぎ補助金」について、応募機会の十分な確保や補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を要望します。

また、新しい生活様式などの経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、地域経済の活性化に向けて、起業・創業希望者に対する補助事業の創設など、支援施策を拡充するよう要望します。

加えて、イノベーションの重要な担い手であるスタートアップを生み出し、成長を支える環境の整備を図るとともに、都道府県が取り組むスタートアップ支援施策に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

6 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進

- (1) 飲食店の売上の落ち込みの長期化は深刻であり、感染状況に応じて、国のGo To Eatなど、外食産業の回復に向けた支援の継続を要望します。
- (2) 観光需要の回復に向けて、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）を活用し、宿泊事業者などに対する支援に取り組んできたところですが、今後、コロナ禍から立ち直り地域経済の好循環を生み出す観光産業の振興を図るため、感染状況に応じて、国によるGo To Travel事業など、観光需要の回復に向けた支援の継続を要望します。
- (3) 国内に加えてインバウンドの早期回復が重要であり、外国人観光客の入国制限など水際対策の緩和状況に応じて、海外の旅行会社や外国人旅行者向けのプロモーション等、地域での取り組みを強化する必要があることから、国際観光を推進していくための新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。
- (4) がんばろう！商店街事業（旧：Go To 商店街事業）について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が実施出来なかった商店街があることから、事業期間の延長を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナにおける社会経済活動の活性化に向けて、再度の募集を行うなど事業の拡充を要望します。

7 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

需要が減少している米や牛肉等の農林水産物の消費拡大に向けた取組に対し、「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」の継続など、十分な支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の事業継続に対する財政支援

- 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査によれば、「国・県・市町村の支援策のうち、令和3年度に活用したもの」は、「市町村の補助金・助成金（35.0%）」が最も多く、次いで「地域企業経営支援金（県）（31.7%）」、「制度融資等の金融支援策（22.2%）」、「事業復活支援金（20.2%）」の順に多くなっている。

《新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査》

回答項目	R3.8月	R3.9月	R3.10月	R3.11月	R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月
①制度融資等の金融支援策	23.5%	21.5%	24.5%	24.1%	25.2%	25.0%	25.5%	22.2%
②持続化給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
③雇用調整助成金	19.9%	20.2%	20.6%	19.9%	19.5%	20.5%	19.5%	19.6%
④家賃補助	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤感染症対策補助金	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥一時支援金(国)	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦月次支援金(国)	7.3%	7.4%	9.3%	9.7%	11.6%	9.7%	10.0%	9.1%
⑧地域企業経営支援金(県) (1店舗あたり上限40万円)	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨地域企業経営支援金(県) (1店舗あたり上限30万円)	21.7%	24.6%	26.7%	29.7%	32.8%	34.1%	32.6%	31.7%
⑩市町村の補助金・助成金	23.5%	24.3%	28.6%	35.0%	34.5%	35.4%	36.9%	35.0%
⑪いわて飲食店安心認証制度 (認証取得事業者支援金)	15.1%	18.1%	17.6%	18.2%	19.3%	19.8%	19.9%	19.1%
⑫事業復活支援金(国)	—	—	—	—	—	—	11.4%	20.2%
⑬その他	0.7%	1.9%	0.6%	1.1%	1.1%	0.7%	1.4%	1.9%

※ 調査時点で、継続している支援策を回答項目として設定しているもの。

《事業復活支援金について》

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う影響を受けたことにより、令和3年11月から令和4年3月の間のいずれかの月の売上高が平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同月と比較して「50%以上」又は「30%以上50%未満」減少している中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象に、支援金を支給（上限：法人250万円、個人事業者50万円）するものであり、複数回の受給ができないこととされている。

《家賃支援給付金について》

連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少するなどの影響が出ている中小企業者等が支払う家賃の一部を負担する給付金を支給（給付率：2/3 上限：法人50万円/月、個人事業者25万円/月、6か月分を支給）するものであり、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給することとされ、複数回の受給ができないこととされている。

- 新型コロナウイルス感染症収束後においても、地域経済の回復には時間を要するため、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に実施する必要があるが、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の繰越は認められていない。
- 国の支援策については、支給要件の緩和や複数回の給付のほか、情報発信の強化、受付体制の充実、審査の簡素化などについて、市町村や関係団体から要望が寄せられている。

2 事業者等に対する金融支援

- 商工指導団体を通じた新型コロナウイルス感染症の影響に関する事業者へのアンケート調査（令和4年4月末時点）において、90.6%の事業者が「影響が継続している」「影響があった」又は「出る可能性がある」と回答。
- 「今後の国や県等への支援策の要望」については、「景気回復施策」「原油高、原料・資材高騰に対する支援」に次いで、「資金繰り支援」を35.0%の事業者が希望しており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、県内中小企業者の事業継続を下支えするため、資金繰り支援の継続が必要。

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響》

回答項目	回答数	構成割合
①影響が継続している	397	77.7%
②影響はあったが収束した	25	4.9%
③今後、影響が出る可能性がある	41	8.0%
④分からない	24	4.7%
⑤影響はない	24	4.7%
合計	511	100.0%

《前々年同月比の売上変化》※ 業種別では、宿泊業、飲食業及び運輸業の影響が大きい状況。

回答項目	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月	
	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合
①0～20%減	225	45.3%	226	46.9%	235	49.9%	249	54.7%	242	53.0%	222	46.7%	211	46.0%
②21～40%減	122	24.5%	141	29.3%	140	29.7%	124	27.3%	121	26.5%	142	29.9%	134	29.2%
③41～60%減	81	16.3%	54	11.2%	55	11.7%	41	9.0%	53	11.6%	77	16.2%	62	13.5%
④61～80%減	31	6.2%	37	7.7%	17	3.6%	21	4.6%	13	2.8%	18	3.8%	21	4.6%
⑤81～100%減	22	4.4%	10	2.1%	7	1.5%	5	1.1%	5	1.1%	7	1.5%	16	3.5%
⑥コロナ前同月比増	16	3.2%	14	2.9%	17	3.6%	15	3.3%	23	5.0%	9	1.9%	15	3.2%
合計	497	100.0%	482	100.0%	471	100.0%	455	100.0%	457	100.0%	475	100.0%	459	100.0%

《今後の国や県等への支援策の要望》

回答項目	回答数	回答割合
①景気回復施策	384	74.1%
②資金繰り支援	196	37.8%
③雇用維持支援	178	34.4%
④テレワーク等ICT導入支援	34	6.6%
⑤業態転換(※1)・新分野進出への支援	44	8.5%
⑥感染症対策に要する経費(施設整備含む)への支援	117	22.6%
⑦キャッシュレス決済の導入支援	33	6.4%
⑧販路開拓支援	73	14.1%
⑨原油高に対する支援	196	37.8%
⑩その他	11	2.1%
合計	1,266	

※1 ⑤の業態転換には、テイクアウト等営業形態の変更を含む。

※2 回答割合の分母は、回答事業者の総数であるもの。

- 令和3年3月末で終了した信用保証付き実質無利子・無担保の融資について、市町村や関係団体等から取扱い再開や償還・据置期間及び無利子期間の延長等の要望が寄せられており、国の伴走支援型特別保証制度を活用し対応するためには、先般措置された融資限度額の引上げに加え保証料補給の増額、利子補給の実施が必要。
- また、県独自の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資は、信用保証制度を前提としていることから、融資実施期間を延長するためには、信用保証制度の適用期間の延長が必要。

- 信用保証制度の認定において、創業後3か月未満の事業者に関する要件が示されていないが、当該事業者においても事業を継続していくためには、資金を円滑に調達できるよう支援が必要。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、かつ、事業者の経営状況等が、感染症発生以前の状況に戻るまでの間は、継続的な支援が必要。
- 資本金劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響により借入金が増えた事業者の財務体質を強化し、さらなる融資の呼び水となる効果が期待されるもので、市町村や関係団体から、積極的な運用を行うよう要望が寄せられている。
- 岩手県としても、支援を必要とする事業者に活用されるよう、金融機関と連携した制度の目的や内容の周知、商工指導団体を通じた事業計画の策定支援を行っていく。

3 事業者支援機関の体制強化等

(1) 中小企業者の事業再生に係る支援機関の新設

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による売上減少や資金繰り悪化に伴い、県内の中小企業者の多くが新たな借入を行っており、東京商工リサーチ盛岡支店のアンケート調査（令和4年3月10日公表）によれば、債務の状況について、過剰感があると回答した事業者の割合は43.7%に達し、全国平均を11.2ポイント上回るなど、債務の過剰感が高まっている。

Q10. 貴社の債務（負債）の状況は、以下のどれですか？

「過剰債務率」、全国集計を上回る

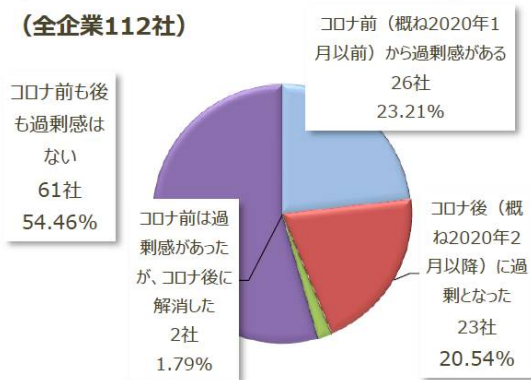
負債比率や有利子負債構成比率など財務分析の数値に限定せず、債務の過剰感を聞いた。

「コロナ前から過剰感がある」は23.2%（112社中26社）、「コロナ後に過剰となった」は20.5%（23社）で合計43.8%（49社）が「過剰債務」と回答した。

2022年2月22日に本社情報部が発表した全国第6回「過剰債務に関するアンケート」調査でみると「コロナ前から過剰感がある」は13.7%（7,137社中977社）とし、「コロナ後に過剰となった」は18.9%（1,350社）で合計32.6%としており「過剰債務」と感じている県内企業が全国を11.2ポイント上回っている。

	全企業	
コロナ前（概ね2020年1月以前）から過剰感がある	26社	23.21%
コロナ後（概ね2020年2月以降）に過剰となった	23社	20.54%
コロナ前は過剰感があったが、コロナ後に解消した	2社	1.79%
コロナ前も後も過剰感はない	61社	54.46%
有効回答数	112社	100.00%

(全企業112社)



- これまでの各種支援策による下支えの効果で、企業倒産や廃業は低水準で推移しているが、地域経済がコロナ以前の水準に回復するまでにはなお時間を要することから、中小企業者の資金繰り支援の継続とともに、過剰債務の解消を支援していく必要がある。
- 現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構において、債権買取りや出資等の手法を用いて事業再生を目指す中小企業再生支援ファンドによる支援も行われているが、より効果的な支援を行うためには、今般、都道府県ごとに設置された「中小企業活性化協議会」に加えて、東日本大震災津波の際に、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援するために国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同等の支援機関を新たに設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築する必要がある。
- 岩手県としても、過剰債務等に苦しむ中小企業者が事業再生や再チャレンジ等に取り組む場合に、信用保証協会や商工指導団体等が「岩手県中小企業活性化協議会」と連携し、事業者の実情に応じた支援を実施する「いわて中小企業事業継続支援センター」を設置したところ。

(2) 産業支援機関の体制強化

- 毎月、県内の約 500 者に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査を実施しており、令和 4 年 4 月末時点の調査において、「影響が継続している」が 77.7%、「影響はあったが収束した」が 3.5%、「今後、影響が出る可能性がある」が 8.0%であり、90.6%の事業者が、影響が出ている又は出る可能性があると回答している。
- 商工指導団体への事業者からの相談件数は高水準で推移しており、令和 4 年 3 月末現在の令和 2 年度からの累計は 78,581 件となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からの相談が増加していることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、県内の商工指導団体に相談対応のスタッフの配置や専門家派遣を実施している。
- 令和 4 年度以降も事業者からの経営相談が継続するものと見込まれるが、従前より、県の商工指導団体への補助が交付税を上回る状況となっており、来年度は県税の落ち込みにより県財政が厳しくなることが予想されており、今後、複数年度にわたり相談対応のスタッフの配置や専門家派遣が出来るよう、国の支援が必要である。
- さらに、資本金劣後ローンの利用促進等を図るため、収益力改善・事業再生・再チャレンジの一体的支援を担う「中小企業活性化協議会」の支援体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する窓口拠点（よろず支援拠点）の専門スタッフを拡充する必要がある。
- コロナ禍からの経営の立て直しには複数年を要し、金融面の課題解決に精通した人材の確保が課題となっている。地方では地銀OBなどの人材が不足していることから、例えば、都市銀行等のOBや中堅行員などが地方で事業再生に手腕を発揮できる機会を提供する「金融版地域おこし協力隊」制度の創設など、地方への人材支援を拡充するとともに、都道府県が独自に中長期的な連携体制等を強化する取組を行えるよう、財政措置を拡充する必要がある。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

(1) Eコマースの導入やオンライン商談を行う環境構築（IT導入補助金の制度拡充等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により物産展の中止やアンテナショップの営業時間の短縮等により県産品の売上が大幅に減少しており、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。
- 新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースやオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。
- 「小規模事業者持続化補助金」について

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。

「通常枠」に加え、賃上げ、事業規模の拡大（成長・分配強化枠）、創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組が新たに追加。

【通常枠】 補助上限 50 万円、補助率 2 / 3

【成長・分配強化枠】 補助上限 200 万円、補助率 2 / 3（赤字事業者は 3 / 4）

【新陳代謝枠】 補助上限 200 万円、補助率 2 / 3

【インボイス枠】 補助上限 100 万円、補助率 2 / 3

○ 「IT導入補助金」について

ITツール導入による業務効率化等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:30～450万円、補助率:1/2

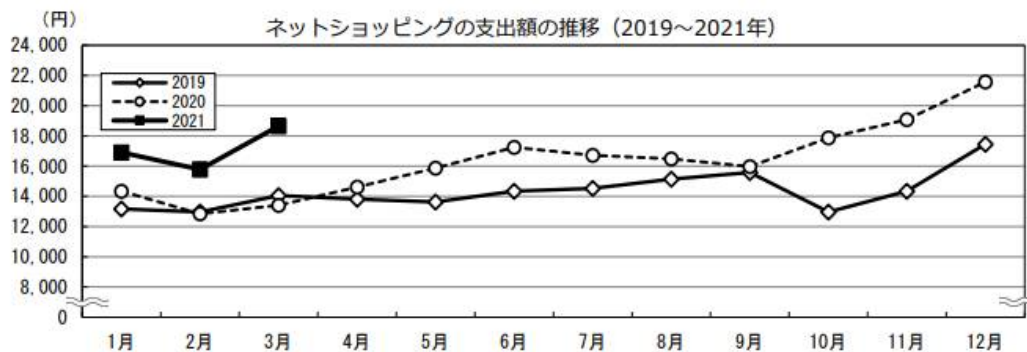
【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:30～450万円、補助率2/3

《コロナの影響によるオンラインショップの売上状況》

－2021年（令和3年）3月分結果－

○ 支出額（円）

	2021年 3月	2020年 3月	名目増減率 (%)
ネットショッピングの支出額	18,651	13,412	39.1
ネットショッピング利用1世帯当たりの支出額	35,551	30,611	16.1



総務省「家計消費状況調査（令和3年3月分）」

《オンラインショップの構築にかかる経費》

「通販通信」と（株）エルテックスが実施した共同調査「通販関連事業者の通販ビジネス&ソリューションへの意識・課題調査」によると、年商規模が1億円以上のEC・通販事業者がECを開始した初年度にかけた投資総額（システム構築・運用固定費・広告費・コンサル費などを含む）は、1,000万円以上が9割に上る。

(2) 「事業再構築補助金」の継続

○ 「事業再構築補助金」

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援。

【通常枠】

補助金額 従業員数20人以下 :100万円～2,000万円
 従業員数21人～50人 :100万円～4,000万円
 従業員数51人～100人 :100万円～6,000万円
 従業員数101以上 :100万円～8,000万円

補助率 中小企業2/3（6,000万円超は1/2）
 中堅企業1/2（4,000万円超は1/3）

【大規模賃金引上枠】

補助金額 従業員数101人以上 :8,000万円～1億円

補助率 中小企業2/3（6,000万円超は1/2）
 中堅企業1/2（4,000万円超は1/3）

【回復・再生応援枠】

補助金額 従業員数5人以下 :100万円～500万円
 従業員数6人～20人 :100万円～1,000万円
 従業員数21人以上 :100万円～1,500万円
 補助率 中小企業3/4、中堅企業2/3

【最低賃金枠】

補助金額 従業員数5人以下 :100万円～500万円
 従業員数6人～20人 :100万円～1,000万円
 従業員数21人以上 :100万円～1,500万円
 補助率 中小企業3/4、中堅企業2/3

【グリーン成長枠】

補助金額 中小企業：100万円～1億円、中堅企業：100万円～1.5億円
 補助率 中小企業1/2、中堅企業1/3

(3) 地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革への支援

- 岩手県内の企業におけるデジタル技術活用について、令和3年9月に岩手経済研究所が県内企業154社に行った調査によると、デジタル技術の活用に取り組んでいる企業は全産業で49.4%であり、このうち、DXと明示して取り組んでいる企業は7.8%となっている。
- デジタル技術の活用に取り組んでいない（取り組めていない）理由（主なもの） (%)

区分	全産業	業種別	
		製造業	非製造業
活用方法が分からない	47.4	50.0	46.3
活用したいが人材が不足している	41.0	50.0	37.0
活用する必要がない	25.6	20.8	27.8

※デジタル技術の活用に関する取組状況で、デジタル技術の活用に取り組んでいないと回答した企業にその理由を尋ねたもの

- 岩手県では、中小企業のデジタル化を支援するため、令和4年度から、県内の行政、商工団体等の支援機関、金融機関、高等教育機関等の関係機関がネットワークを構築し、デジタル化を阻む課題やその解決のための支援策を共有しながら、中小企業のデジタル化に向けた伴走型支援を強化することにより、様々な企業活動のデジタル化ニーズを掘り起こし、地域全体の生産性向上に繋げる取組を行うこととしている。



様々な企業活動のデジタル化ニーズ掘り起こし → 地域全体の生産性向上

- 県の取組は、デジタル化ニーズの掘り起こしを目的としたものであり、より高度なデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（DX）を目指す企業を支援するためには、国において事業化した、地域企業のDXを推進する「地域未来DX投資促進事業（地域DX促進活動支援事業）」の継続的实施が必要である。
- 地域未来DX投資促進事業（地域DX促進活動支援事業）は、地域の産学官金の関係者が一体となり、地域企業のDX推進を支援する枠組み（地域DX推進コミュニティ）による支援活動を通じて、経営やデジタルに関する専門的知見・ノウハウを地域企業に取り込み、地域企業のDX実現を促進するものであり、本県では公益財団法人いわて産業振興センターが産学官の関係機関と連携し補助事業者として採択を受けている（4月28日現在）。
- 本事業では、事業年度から3年後までの間において、地域DX推進コミュニティが支援する企業群の労働生産性が6%以上増加する取組を対象としているが、事業に要する費用は1年目のみが補助対象となり、2年目以降の活動は自主財源により自走することが事業実施の前提となっている。
- 国内のIT技術者の約6割が東京圏に集中している中、AI等の先端技術を活用したDXを地方で実現し、地域企業が競争力のある事業を展開するためには、県外の専門家や技術者をコーディネーターとして継続して招聘するなど、伴走型の支援が求められており、2年目以降も事業費の補助が必要である。

5 事業者の事業承継・事業引継ぎ、起業・創業に対する支援の拡充

- 岩手県の社長の平均年齢は全国でも上位（帝国データバンク：62.0歳（2位）、東京商工リサーチ：63.90歳（4位））であり、今後、年齢を理由に引退する経営者の増加が予想される。
- 東京商工リサーチ盛岡支店が県内企業を対象に行っている調査では、新型コロナの収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性がある企業の割合が、8.0%（令和4年3月）と、前回調査より2.9ポイント悪化しており、状況次第ではさらに増加することが懸念されることから、地域経済の活力低下を防ぐため、経営資源の引継ぎを促進・実現するための支援が必要となっている。
- 令和3年度補正予算で措置された、事業承継やM&Aを契機とした経営革新や専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」について、継続及び更なる拡充が必要。

対象者	事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、再チャレンジを目的として既存事業の廃業を行おうとする中小企業者等
補助対象経費	【経営革新】設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等 【専門家活用】M&A支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスに係る専門家費用 等 【廃業・再チャレンジ】廃業支援費、在庫廃棄費、解体費 等
補助率	2/3以内
補助上限額	【経営革新】600万円以内 【専門家活用】600万円以内 【廃業・再チャレンジ】150万円

- 新型コロナウイルス感染症の長期化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が高水準で推移している。（令和元年度：504回、令和2年度：513回、令和3年度：482回）
東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和3年の岩手県内の新設法人数は586社（令和2年：504社）で前年を上回っている。

- 岩手県内の開業率（雇用保険事業年報による算出）は、全国平均を下回る水準（令和2年度：3.2%、44位）となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。
- 「産業競争力強化法」に基づく県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和3年12月23日現在で33市町村中27市町村が策定済み（81.8%）となっている。
 起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も、一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。
- 岩手県では、産学金言の関係機関と連携して、令和2年9月に全県的な起業支援拠点「岩手イノベーションベース（IIB）」を開設し、起業経験者によるサポート、起業家同士のネットワーク化や、潜在的な起業希望者への普及啓発などに、市町村や商工指導団体とも連携して取り組んでいる。起業家が成長し全国展開していくことは、最終的に国全体の経済発展にも寄与することから、県による市町村の起業支援を補完するこのような取組についても、国による支援が必要である。

≪「岩手イノベーションベース（IIB）」の主な事業≫

項目	対象者	内容
フォーラム	成長を目指す起業家	起業家同士が仕事のことや、身の回りで起きた様々な課題やトピックを発表し合い、体験を共有することにより、経営活動への気付きや学び、成長などにつなげていく活動
月例会 (ラーニング)	起業家、起業希望者、 一般、支援機関	毎月、EO所属の先輩起業家等を招き、講演やパネルディスカッションを行う。起業の動機や努力したこと、得られたこと等を共有し、参加者同士の交流と成長を促す
各種研修会	起業家、起業希望者、 一般	経営・ビジネススキルやICTスキルに関する研修を実施
起業相談	起業家、起業希望者、 一般	起業に向けた準備や経営基礎の習得、支援制度等に関する各種相談に対応（随時受付）

6 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進

(1) Go To Eat 事業の支援の継続

県が実施した「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（令和4年4月）」によれば、飲食業（調査母数77件）の97%が経営に影響があると回答しており、うち41%以上の売上減と回答した飲食店が36%に及ぶなど深刻な状況が続いており、継続した支援が必要となっている。

Q2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による御社の経営への影響はありますか。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①影響が継続している	75	39	51	83	30	36	40	23	33	410
②影響はあったが収束した	1	0	4	1	0	5	3	2	2	18
③今後、影響が出る可能性がある	1	1	6	1	0	5	16	3	4	37
④分からない	0	0	4	2	1	3	4	1	6	21
⑤影響はない	0	0	1	4	1	4	9	1	7	27
合計	77	40	66	91	32	53	72	30	52	513

Q3 Q2で①を選択された方にお聞きします。令和4年3月の売上が、コロナ前の同月と比較してどう変化したか教えてください。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①0～20%減	15	7	26	45	15	24	18	9	17	176
②21～40%減	29	12	13	25	6	8	10	8	9	120
③41～60%減	24	15	7	7	2	1	7	4	2	69
④61～80%減	7	3	1	4	1	0	0	1	2	19
⑤81～100%減	0	0	2	2	2	0	3	1	0	10
⑥コロナ前同月比増	0	1	2	0	3	3	2	0	0	11
合計	75	38	51	83	29	36	40	23	30	405

(2) 観光需要回復への支援の継続

- 本県では、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）を活用して、県民等を対象とした県内宿泊施設への宿泊と県内への日帰り旅行を対象に旅行代金割引と土産物店等で使用できる買い物クーポン券を発行する「いわて旅応援プロジェクト」を、令和3年4月16日から8月14日宿泊分まで、令和3年10月1日から令和4年4月28日宿泊分まで（令和3年12月11月から隣県拡大し、令和4年4月1日からブロック拡大）、及び令和4年5月9日から6月30日まで実施。
- 県が実施した「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（令和4年4月）」によると、宿泊業（調査母数42件）の95%が経営に影響があると回答し、うち売上減が41%以上と回答した事業者が44%に及ぶなど、県民や地域ブロックの居住者のみを対象とした需要喚起策だけでは、依然として厳しい経営状況が続いている。
- 観光産業は、裾野の広い総合産業であることから、地域経済の回復のためには、感染状況に応じて、国による全国規模でのGoToトラベル事業の実施など、観光需要の回復に向けた支援が必要である。

Q2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による御社の経営への影響はありますか。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①影響が継続している	75	39	51	83	30	36	40	23	33	410
②影響はあったが収束した	1	0	4	1	0	5	3	2	2	18
③今後、影響が出る可能性がある	1	1	6	1	0	5	16	3	4	37
④分からない	0	0	4	2	1	3	4	1	6	21
⑤影響はない	0	0	1	4	1	4	9	1	7	27
合計	77	40	66	91	32	53	72	30	52	513

Q3 Q2で①を選択された方にお聞きします。令和4年3月の売上が、コロナ前の同月と比較してどう変化したか教えてください。

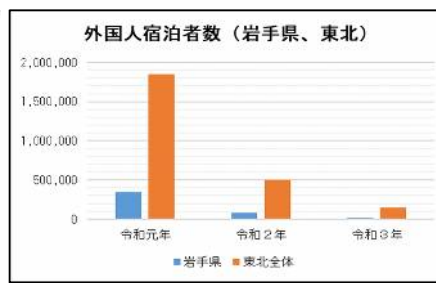
回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①0～20%減	15	7	26	45	15	24	18	9	17	176
②21～40%減	29	12	13	25	6	8	10	8	9	120
③41～60%減	24	15	7	7	2	1	7	4	2	69
④61～80%減	7	3	1	4	1	0	0	1	2	19
⑤81～100%減	0	0	2	2	2	0	3	1	0	10
⑥コロナ前同月比増	0	1	2	0	3	3	2	0	0	11
合計	75	38	51	83	29	36	40	23	30	405

(3) インバウンドの回復に向けた支援

- 令和元年の岩手県の外国人宿泊者数は約 32 万 5 千人泊、東北全体で約 168 万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約 18 万人泊（約 56%）、中国約 6 万人泊（約 19%）、香港約 2 万人（約 7%）であったが、令和 2 年以降は大きく減少した。
- 本県では、平成 28 年度から令和 3 年度まで東北観光復興対策交付金を活用し、平成 29 年 3 月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、台湾、中国、香港、韓国、豪州、東南アジアの各市場のニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。
また、(一社)東北観光推進機構や東北各県、東北運輸局等と連携して広域でプロモーションを展開することにより、東北が一体となって取り組んできたところ。
- 「東北観光復興交付金制度」が令和 2 年度に終了（一部の事業費を令和 3 年度に繰越）し、また、地方運輸局と地方自治体等が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和 4 年度は全国的に予算措置されなかったところ。
- 大幅に減少した外国人観光客の早期回復を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後とも十分な支援が必要である。

(単位：人)

	岩手県	うち台湾	うち中国	うち香港	東北全体
令和元年	343,970	180,820	60,510	21,210	1,851,700
令和 2 年	80,680 (23.5%)	35,270 (19.5%)	12,550 (20.7%)	6,220 (29.3%)	497,970 (26.9%)
令和 3 年	17,810 (23.5%)	230 (19.5%)	1,100 (20.7%)	20 (29.3%)	145,440 (22.3%)



出展：宿泊旅行統計調査（観光庁）、令和元年度、令和 2 年度は確定値、令和 3 年度は速報値
() は対令和元年比

(4) がんばろう！商店街事業（旧：Go To 商店街事業）の再実施及び拡充

商店街等も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、地域経済が縮小しており、事業が一時停止となっている当該事業の再開及び拡充により、商店街等からの地域経済の活性化が期待されることから、継続的な支援が必要。

【岩手県の採択商店街数：10 者】

7 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症により、外食需要の減少等の影響が生じている。
- 本県では、令和 2 年度に、国の「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用し、影響が生じている農林水産物を県内の全市町村の学校給食へ無償提供するなどの消費拡大に取り組んだほか、令和 3 年 2 月以降、国の「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」や「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」の活用を生産者等に働きかけるなど、生産面での影響を回避するよう取組を進めてきたところ。
- 影響が長期に及んでおり、農林水産物の消費拡大を図るための取組に対して、支援が必要。

[農林水産物の消費拡大に関する国庫事業]

年度	内 容	予算額
令和2年度 1次補正予算	国産農林水産物等販売促進緊急対策事業	140,037 百万円
	G o T o E A Tキャンペーンによる飲食店の需要喚起	1,679,400 百万円 の内数
令和2年度 3次補正予算	国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業	25,000 百万円
	G o T o E A Tキャンペーンの延長	51,500 百万円
令和3年度 補正予算	国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業	20,000 百万円
	外食産業の事業継続緊急支援（G o T o E A Tキャンペーンの延長）	60,065 百万円

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室、経営支援課、産業経済交流課、
ものづくり自動車産業振興室、
観光・プロモーション室
農林水産部 流通課

17 新型コロナウイルス感染症対策等に係る 公共交通事業者等に対する財政支援

本県においては、バスや第三セクター鉄道等の公共交通事業者等が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等に伴い、利用者が大幅に減少し、経営に大きな影響が生じていることから、本県においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度は、運行を支援するための交付金により、公共交通事業者等が安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ったところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、現在も継続しており、公共交通等の輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることに加え、昨今の原油価格高騰の影響を大きく受けている公共交通事業者等に対し、一層の経営支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者等が、今後も地域の移動手段を維持し、持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者等に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による輸送需要の大幅な減少や原油価格高騰の影響に直面している鉄道、バス、タクシー、航空の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 三陸鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	91,663	108,286	▲ 16,623	▲15.4%
定 期 外	164,998	356,183	▲191,185	▲53.7%
合 計	256,661	464,469	▲207,808	▲44.7%

イ 4～1月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3.4~R4.1)	R 2 (R2.4~R3.1)	R 1 (H31.4~R2.1)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	82,557	86,896	104,587	▲4,339	▲5.0%	▲22,030	▲21.1%
定期外	150,084	142,179	328,135	7,905	5.6%	▲178,051	▲54.3%
合 計	232,641	229,075	432,722	3,566	1.6%	▲200,081	▲46.2%

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	527, 851	573, 872	▲ 46, 021	▲ 8. 0%
定 期 外	355, 628	627, 955	▲272, 327	▲43. 4%
合 計	883, 479	1, 201, 827	▲318, 348	▲26. 5%

イ 4～1月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3. 4～R4. 1)	R 2 (R2. 4～R3. 1)	R 1 (H31. 4～R2. 1)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	447, 379	451, 012	491, 496	▲ 3, 633	▲ 0. 8%	▲ 44, 117	▲ 9. 0%
定期外	317, 868	291, 862	549, 377	26, 006	8. 9%	▲ 231, 509	▲ 42. 1%
合 計	765, 247	742, 874	1, 040, 873	22, 373	3. 0%	▲ 275, 626	▲ 26. 5%

(3) 路線バス (県内の主要な路線バス事業者の3社) の運送収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	669, 759	791, 574	▲121, 815	▲15. 4%
定 期 外	2, 833, 498	4, 847, 912	▲2, 014, 414	▲41. 6%
合 計	3, 503, 257	5, 639, 486	▲2, 136, 229	▲37. 9%

イ 4～1月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3. 4～R4. 1)	R 2 (R2. 4～R3. 1)	R 1 (H31. 4～R2. 1)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	620, 831	606, 727	689, 400	14, 104	2. 3%	▲68, 569	▲9. 9%
定期外	2, 432, 113	2, 304, 670	4, 107, 996	127, 443	5. 5%	▲1, 675, 883	▲40. 8%
合 計	3, 052, 944	2, 911, 397	4, 797, 396	141, 547	4. 9%	▲1, 744, 452	▲36. 4%

(4) タクシー事業者 (協会加盟社 (個人タクシーを含む)) の旅客運賃収入の状況 (単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
	5, 893, 882	8, 875, 564	▲2, 981, 682	▲33. 6%

イ 4～1月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3. 4～R4. 1)	R 2 (R2. 4～R3. 1)	R 1 (H31. 4～R2. 1)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
	5, 124, 295	4, 897, 829	7, 652, 834	226, 466	4. 6%	▲2, 528, 539	▲33. 0%

(5) 航空事業者の状況

ア 国内定期便利用者数

(単位：人)

	R 2	R 1	増 減	増減率
	138, 661	438, 405	▲299, 744	▲68. 4%
R 3 (R3. 4～R4. 1)	R 1 (H31. 4～R2. 1)		前年同期増減	増減率
	167, 957	391, 593	▲223, 636	▲57. 1%

イ 運航状況（令和4年3月8日現在）

<国内定期便の運航状況>

路線	運航状況(3/1以降)	今後の見込み
札幌線	通常：3往復6便/日 1往復2便/日 3/1~4, 7~11, 14~17, 22~24, 28~30 2往復4便/日 3/5, 6, 12, 13, 18, 19, 20, 25~27, 31 通常運航 3/21	4/1以降の減便は未定
名古屋線	通常：4往復8便/日 2往復4便/日 3/1~3, 5, 7, 8, 16, 17, 22~26 3往復6便/日 3/4, 6, 9~11, 15, 18, 19, 21 通常運航 3/12~14, 20	3/27以降の減便は未定
大阪線	通常：4往復8便/日 2往復4便/日 3/1~8, 11, 14, 16, 20, 22, 23, 29~31 3往復6便/日 3/9, 10, 12, 13, 15, 18, 19, 21, 24~26, 28 通常運航 3/17, 27	4/1以降の減便は未定
神戸線	通常：1往復2便/日 運航日 3/10~26	3/27以降の減便は未定
福岡線	通常：1往復2便/日 (減便なし)	4/1以降の減便は未定

<国際定期便の運航状況>

便名(航空会社)	運航状況	運休期間	備考
台北線(タイガーエア台湾)	週2往復4便(水・土)	R2. 3. 4~R4. 4. 30	5/1以降の運航は未定
上海線(中国東方航空)	週2往復4便(水・土)	R2. 2. 8~当面の間	運航再開時期は未定

2 県の公共交通事業者に対する支援（令和3年度）

公共交通事業者の安全かつ安定した運行の維持・確保のための交付金

- ・ 三陸鉄道運行支援交付金 174,000千円(定額)
- ・ IGRいわて銀河鉄道運行支援交付金 170,000千円(定額)
- ・ バス事業者運行支援交付金 143,400千円(20万円/台 ただし高速バス40万円/台)
- ・ タクシー事業者運行支援交付金 108,250千円(5万円/台)
- ・ 三陸観光バス運行支援事業費補助 6,930千円(5万円/台(三陸泊)、2万円/台(三陸以外泊))
- ・ 観光バス等旅行商品造成支援事業費補助 78,094千円(5万円/台・日)

3 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少している地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室
商工労働観光部 観光・プロモーション室

18 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る特例措置

地方における路線バスは、新型コロナウイルス感染症が流行する以前から、人口減少や自家用車利用の増加等により利用者が減少していた中で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少していることから、路線バス事業者においては、一段と厳しい経営状況に置かれています。

一方、こうした状況の中にあっても、路線バス事業者においては、エッセンシャルサービスとして運行の維持を求められており、安全かつ安定した運行に努めているところです。

また、輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、このままでは、路線バス事業者の経営に重大な影響を及ぼし、路線バスの廃止・減便等により、地域の移動手段の維持確保に支障が生じることが懸念されることです。

つきましては、地方におけるバス路線の維持確保のため、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、次のとおり特例措置を講ずるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る輸送量要件の緩和、みなし運行回数カット、競合カット及び補助上限額の適用除外

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）について、輸送量要件の緩和及びみなし運行回数カット、競合カットの適用除外の特例措置を継続するとともに、補助上限額を適用しない特例措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助の概要

1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：補助対象経常費用の9/20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	みなし運行回数カット（密度カット）：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点） ・広域行政圏の中心市町村等への需要に対応する路線（市町村指定あり）

2 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の概要

- 国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少している中で、運行の維持を求められている地域公共交通事業者に対する特例措置として、令和2年度及び令和3年度地域間幹線系統確保維持費補助の輸送量要件を緩和するとともに、みなし運行回数カット等の適用を除外。
- 輸送量要件の緩和
15人以上150人以下 ⇒ 150人以下
- みなし運行回数カット（密度カット）の適用除外
平均乗車密度が5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カット（密度カット）の適用を除外（補助額の減額なし）。
- 競合カットの適用除外
他の補助路線との競合区間が50%以上ある場合に補助額を減額する競合カットの適用を除外（補助額の減額なし）。

3 本県における新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の対象路線（令和4年度計画値ベース）

- 輸送量要件割れ…17路線/40路線（補助対象路線数）
- 密度カット…36路線
- 競合カット…2路線

4 課題

- 輸送量要件を満たせず補助の対象外となる路線については、維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、輸送量が15人以上とされている補助要件の緩和が必要。
- 厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット、競合カット及び補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の適用を除外する特例措置が必要。

